

芝山町マスコットキャラクター「しばっこくん」着ぐるみ貸出要綱

平成25年 5月 1日
芝山町告示第 28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町マスコットキャラクター「しばっこくん」が芝山町をPRすること及び町民が町に愛着を持つことを目的として活動するに当たり、芝山町が所有する「しばっこくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体が開催する行事
- (2) 町内各行政区、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、芝山町の魅力の発信に資する行事、芝山町との連携協力の下に開催する行事、その他町長が公益的観点から適当と判断する行事

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ「しばっこくん」着ぐるみ使用申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、使用を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、町長に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 前項の申請の受付期間は、使用開始日の7日前の開庁日までとし、その受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 3 町長は、第1項の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承諾する。
 - (1) 使用を希望する行事が前条各号のいずれにも該当しないとき。
 - (2) 芝山町の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (4) 法令等に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (6) 「しばっこくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- 4 町長は、着ぐるみの使用を承諾する場合は、「しばっこくん」着ぐるみ使用承諾通知書（別記第2号様式）により使用希望者に通知するものとする。
- 5 町長は、承諾に際し、条件を付することができる。
- 6 町長は、着ぐるみの使用を承諾しない場合は、「しばっこくん」着ぐるみ使用不承諾通知書

(別記第3号様式)により使用希望者に通知するものとする。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを使用する者(以下「使用者」という。)は、町長から直接着ぐるみを借受け、直接返却することを原則とし、その作業は、使用者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を別の者に依頼する場合は、その経費は、使用者の負担とする。

3 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日から返却日を含め原則7日以内とする。

2 貸出・返却時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(着用制限)

第7条 着ぐるみを着用する者(以下「着用者」という。)は、18歳以上とし、着用者の身長は、165センチメートル以下とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された行事のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。

(4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(5) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取扱うこと。

(6) 第3条第5項の規定により条件が付された場合は、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第9条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取消すとともに、以後の使用は、承諾しない。この場合において、使用者に損害が生じても、町長は、一切その責めを負わない。

(原状回復)

第10条 使用期間中に着ぐるみを毀損し、汚損し、又は紛失した場合は、使用者の責任と負担により、補修若しくはクリーニングを行い、又は弁償し、原状に復さなければならない。

(町長の責任)

第11条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害に対しては、町長は、一切その責めを負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

「しばっこくん」着ぐるみ使用申請書

（宛先）芝山町長

申請者住所（所在地）

団体名

代表者名

印

下記のとおり、芝山町マスコットキャラクター「しばっこくん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1 行事名	
2 開催日時	
3 開催場所	
4 行事の目的 及び内容	
5 しばっこく んの役割	
6 対象者及び 参加予定人数	
7 行事に関する 問合せ先	TEL ()
8 使用期間	借受予定日 年 月 日 () 返却予定日 年 月 日 ()
9 使用担当者	TEL ()

※ 使用を希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料（企画書等）を添付すること。

※ 上記1から7までの項目は、内容を整理の上、「しばっこくん」の今後の予定として芝山町ホームページ内に掲載することがあります。

着ぐるみを使用する際の注意事項

- ①着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ②会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④荒天時は屋外で使用しないこと。
- ⑤「しばっこくん」のイメージ統一のため、着用者は、絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では、着脱しないこと。
- ⑥着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず補助者をつけること。
- ⑦使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑧型崩れしないよう、運搬や保管の際には、取扱いに十分注意すること。特に、ボディは柔らかいため、重ねる際は、特に注意すること。
- ⑨その他、別添の「しばっこくん着ぐるみ使用マニュアル」により操作・管理すること。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

「しばっこくん」着ぐるみ使用不承諾通知書

様

芝山町長 印

年 月 日付けで申請のあった「しばっこくん」の着ぐるみの使用については、
下記のとおり不承諾とします。

記

- 1 行事名
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 貸出期間 貸出予定日 年 月 日 ()
返却予定日 年 月 日 ()
- 5 不承諾の理由